平成２１年（フ）第３２３号
徳島市津田西町２丁目３番20―404号、旧住所徳島市津田本町四丁目２番35―９号
債務者　島田　　歩
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２４号
徳島市南沖洲１丁目１番12号
債務者　井川　貴仁
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２５号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字東勝地323番地７
債務者　矢口　利恵
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２６号
徳島県板野郡板野町犬伏字大坪62番地１、旧住所徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地347
債務者　向井　泰治
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２８号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西中野99番地７
債務者　山側　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２９号
徳島市南佐古五番町１番18号
債務者　新居崎政美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３９号
徳島市南昭和町５丁目68番地の２―57号、旧住所愛媛県西予市三瓶町津布理3318―１
債務者　宮川美紀子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４５号
徳島市国府町竜王６番地の２　竜王団地県営住宅1042号、旧住所北海道深川市広里町１丁目２番23号
債務者　盛本　　尊
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４９号
徳島市北田宮２丁目７番39―101号
債務者　横岑　博恵
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１２号
愛媛県宇和島市和霊元町３丁目２番４号　赤松アパート101号
債務者　小谷　信人
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１３１号
愛媛県宇和島市三浦西1032番地
債務者　橋本　仁美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１３３号
愛媛県西予市城川町魚成2912番地
債務者　奥田　春光
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１３５号
愛媛県西予市宇和町下松葉140番地82
債務者　林　　将康
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２０年（フ）第６２５号
高知市一宮西町３丁目７番31号　宝ハイツ201
債務者　西原　謙一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３７号
高知市中の島１番79号　ＭＯＲＩマンション501号
債務者　岡﨑　　幸
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５０号
高知県南国市下野田271番地の１
債務者　倉橋　沙和
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６２号
高知市朝倉東町34番２号
債務者　中根　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６８号
高知市秦南町１丁目９番17号
債務者　向井　章江
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで　高知地方裁判所破産係